令和6年3月1日発行（毎月1回1日発行）第67巻第3号
昭和33年11月11日　第3種郵便物認可　ISSN 0514-2512

税理士と関与先のための総合誌

月刊 税理

日本税理士会連合会 監修

March 2024

3

Vol.67 No.3

特集

令和6年度 税制改正の概要と実務ポイント

今月のKey Word

学校法人会計
買換え特例
遺言の解釈
取得費加算
滞納処分

別冊付録

WEBセミナー

会則時間 1.0

令和６年度税制改正
個人・資産・消費課税、納税環境整備

バックナンバーも読み放題！

ぷらっと PLAT 税理

ぎょうせい e ライブラリ

ぎょうせい

特　集

令和６年度税制改正の概要と実務ポイント

令和６年度の税制改正は，所得税の定額減税をはじめ，賃上げ促進税制の拡充などが行われる。本特集では，昨年末に公表された令和６年度税制改正大綱をベースに，改正の概要を整理するとともに，想定される実務のポイントを以下の項目ごとに解説する。

目　次

インタビュー　令和６年度税制改正大綱の全体像とその背景……宮沢　洋一　6
納税環境整備……松崎　啓介　13
個人所得課税……藤曲　武美　20
法人課税……野中　孝男　28
資産課税……前山　静夫　45
消費課税……熊王　征秀　52
国際課税……望月　文夫　60
地 方 税……吉川　宏延　67

インタビュー

令和６年度税制改正大綱の全体像とその背景

自由民主党税制調査会会長　宮沢　洋一

#減税 #子育て支援 #退職金課税

宮沢洋一会長

Ⅰ　10月初めから早々に始動

――本日はお忙しいなか，インタビューの場を設けさせていただき，ありがとうございます。このインタビューでは，令和６年度税制改正大綱の全体像やその背景について主要な改正に絞ってお聞かせくだされればと存じます。

それではまず，令和６年度税制改正大綱の策定作業を振り返り，その感想などをお聞かせください。

宮沢洋一会長（以下，会長）　昨年は，本当に多岐にわたる税制改正だったと思います。所得税，法人税，地方税を含めて，例年ですと大きな玉が一つ二つというところが，今回は四つ五つあった，そういった改正でした。特に，当初の予定にはなかった所得税等の減税が入ってきました。このため，通常我々の作業は10月の終わり，あるいは11月の初めくらいから始まるのですが，今年は10月の初めくらいから始まり，結構マスコミにも追いかけられるような感じでした。

Ⅱ　経済の好循環につなげたい所得税減税

――所得税減税は突発的だったようですね。その所得税減税からお聞かせください。

会長　所得税減税については正直，給付がいいのか減税がいいのかという点は政治的な議論があったわけです。しかし，やはり政府の総意として減税という形に決定しました。これまで経済成長してきた関係で税収も上がってきているという中で，給付ではなく所得税減税を実現したいということでした。

給付と減税の比較ということになりますと，やはり素早く配布できるのは給付のほうだと思います。一方で，今年の春闘をはじめ，それなりの賃上げが期待できる中で，ボーナスに加え，その後さらに経済のアクセルを踏むということになりますと，減税を行えばちょうど６月から景気の上昇を実感していただけるようになるはずです。その意味で，流れとしては減税のほうが，おそらく今後の経済の好循環につながりやすい。当然，所得の低い人は所得税減税では効果が十分に行き渡らないことが考えられますので，そのような人については，もうすでに始まっていますけれども，給付という形で素早く資金をお届けする，こういう組合せになったわけです。

それともう一つ，給付と減税の違いでいいますと，減税であれば，高額所得者を完全に把握することができます。このため，頭打ちといいますか，所得制限をかけることが容易になるという利点があります。

減税を一人４万円，その内訳としては所得税３万円，住民税１万円というような形で行うこととしました。これが先ほど言ったように，これからまさに所得が伸び，そして物価もそれなりに上がり経済が成長していくという好循環につながっていくことを大いに期待しています。

Ⅲ　注力した子育て支援

会長　それから，所得税の関係で言いますと，今回は子育て支援にかなり力を入れたつもりです。高校生がいる世帯にも児童手当を所得制限なしに配ることが決まりました。民主党政権のときには，小学生と中学生に児童手当を配るということにあわせて，小学生と中学生に対する年少扶養控除をバッサリと切ったわけですが，これについてはさまざまな議論がありました。今回，扶養控除を少し削ることはしますが，いわば逆転するというか，今よりも手取り額が少なくなるということがないように配慮しました。これは，所得が高い人も同様です。

その上で，直接所得税に関係するわけではありませんが，生命保険料控除につきまして長年手付かずだったのですが，１年遅らせて，まさにこの扶養控除の見直しが始まる令和８年から生命保険料控除につきまして，子育て世帯については上乗せをするということを決めさ

せていただきました。これは，本当に久しぶりの見直しだったと思います。

さらに，子育て世帯を優遇するといった意味で，住宅ローン控除につきましても，本来，今年からはかなり控除限度額が下がるということが決まっていましたが，それを少なくとも，子育て世帯については現状の額を維持する，つまり，控除できる額が減るはずだったものを減らないようにするというようなことも併せて手当をしました。まさに，子育て世帯を優遇する税制を導入することができたと思っております。

Ⅲ さらに背中を押す賃上げ促進税制

会長　法人関係については何をおいてもまずは賃上げ促進税制です。これは，第二次安倍政権ができたときですから，平成28年度改正で導入した税制でした。当時はあまり大きな税制にはならずにあったものを，令和４年度の税制改正で大幅に見直しました。その結果と言っていいと思いますが，昨年は賃上げがベアを含めて実現できたという中で，さらにその背中を押さなければならないということです。

例えば，賃上げ率の高い企業をさらに優遇するということです。中小企業は，やはり赤字企業が多いですから，控除する税額がそもそもなく，効き目がないわけです。そうなると，この控除できる額を翌期以降に繰越しできるようにし，何年後かに黒字になったときには，今年の賃上げが税額控除の対象になるという手当てをしております。これによって，赤字の多い中小企業にも賃上げの気運が高まることが期待されます。いずれにしても賃上げ促進税制については，かなりの拡充をしました。

Ⅳ 戦略分野国内生産投資促進税制

会長　また，法人税関係でさらにいいますと，戦略分野国内生産投資促進税制を創設し，電気自動車や半導体などの生産を後押しします。これは，アメリカが先頭を切って始めた税制でして，その後，ヨーロッパもいろいろと手を打ってきています。そのような中で，日本でもやはり国内投資を拡充しなければならない。そこで，分野を限って，例えば，電気自動車に用いられる蓄電池やグリーンスチールという鉄鋼，グリーンケミカルなど，従来の石油化学の世界はCO_2の排出量がかなり多いので，このような物資の生産を促すための税制を創設したわけです。こうした環境にやさしい物資の生産に必要な次世代型の設備等をなかなか自社だけではすぐに開発できないところに，この税制を活用してそのような設備を造ってもらうようにします。税制としては，生産量や販売量にあわせた税額控除を計画認定から10年間認めるというものです。10年間という極めて長期の，これまでになかったような税制をつくることができたと思っております。

Ⅴ　イノベーションボックス税制

会長　さらに，世界ではいま，知的財産の取り合いになっていますが，このような状況を踏まえ，イノベーションボックス税制を創設します。知的財産から生ずる収入について特別な措置を講じようということで，国内で知的財産を研究開発し取得した場合には，そこから生じる収入やパテント料，あるいは特許を売却した場合の収入などについては，それらの収入の30％の所得控除を認めるというものです。これにより，国内の研究開発を促進し，特許や著作権を取得する気運を後押ししたいと考えています。また，それらを取得した結果，果実が得られる場合に優遇するというような，新しい形の税制を導入することができたと思っております。

また，スタートアップ企業が日本ではなかなか大きく育っていかないという問題を抱えています。この辺につきましても，ストックオプション税制などの優遇措置をさらに講ずることとしました。

「特許や著作権を取得する気運を後押ししたい」と語る宮沢会長

Ⅵ　外形標準課税に一定の規制

会長　地方税の関係では，地方の特に法人関係の税収が景気によってかなり左右する，上下するということがあります。その一方で，地方の支出というのは，かなり生活に密着した支出が多く，歳出の割合は常に安定的にもかかわらず，歳入は上下するといった問題を抱えています。そういう中で収入だけではなく，いわゆる人件費や固定費も入れた外形標準課税を法人事業税についてこれまで導入してきています。資本金１億円超の企業については，この制度を導入しましたが，一方で資本金１億円以下の中小企業については，この制度は導入しないままになっています。

外形的な人件費の多い企業が外形標準課税になりますと税額が増えますが，そういうものに比べて利益が多い企業は，外形標準課税になると実は納税額が減るということで全体中立的に仕組んであるので，中小企業といえども得するところと損するところが出てきます。やはり中小企業全体として，所得課税中心の現行制度のほうが良いというような意見もあったものですから，外形標準課税につきましては，中小企業には適用しないという形できておりました。

ところが，ここ数年の間に，大手のマスコミをはじめ大企業が何社も減資をし，資本金１億円以下の中小企業に変わるという現象が起きています。残念ながら，ここ10年ぐらいの間

に，いわゆる大企業だった企業の３割が減ってしまいました。３万社ほどあったのが２万社ほどになってしまったというようなことが起こっています。この課税逃れについて何らかの手当をしなければならないということが，ここ何年かの宿題だったわけです。しかし，これにつきましては，いろいろと中小企業団体等の意見もあって，簡単ではありませんでした。が，最終的に元々大企業であった企業が資本金１億円以下の中小企業になるような場合については，一定の規制をかけることとしました。外形標準課税につきましてはこのような課税逃れを防ぐという税制について３年ほど議論してきましたが，ようやく実現することができたと思っております。

Ⅶ 防衛財源に道筋

会長　それから一昨年，防衛財源の手当てをしました。そのときに，制度の枠組み自体の95％はだいたい固まって，一昨年の税調で討議決定をしました。これを今年正式に全部決めるという議論も実はありました。しかし，なかなか政治状況が不安定になってきているというようなこともあり，昨年の末には，決定しないということになりました。ただし，もともと党議決定はしていますし，また，閣議決定もしています。そこには，複数年で段階的に実行していくということが書かれています。そうしますと，令和９年までには，１兆円を超える防衛財源を税から生み出すことが決まっています。複数年ということになりますと，令和８年から９年にかけて，２年でやるということがほぼ決まったわけです。

そしてその中で，実は一番調整に時間がかかるのがたばこ税の関係でした。これにつきましても，加熱式と紙巻きたばこの税負担差を解消した上で，たばこ税率を引き上げるというプロセスを書くことによって，たばこ税引上げの具体的な形というものが見えてきます。関係業界には，少し前もってその辺をアナウンスしておかなければならないと思っておりましたが，それをすることができました。

Ⅷ 資産税は令和６年の施行状況を見る

――昨年のこのインタビューで，資産税関係の改正についてですが，令和６年は様子見というようなご発言もあったと思います。今回の税制改正大綱では，資産税関係は小振りの改正にとどまった印象もありますが，この辺はいかがでしょうか。

会長　資産税の関係は，昨年度の改正で相続税や贈与税について改正し，これが実際に動き出すのが今年，つまり令和６年１月からになります。とりあえずその状況を見ていくことが大切だろうと思っております。

Ⅸ 退職金課税の見直しは時間をかけて

――その他，全体を通して注目すべき改正や論点等がございましたら，お願いします。

会長　いわゆる退職金課税につきまして触れておきたいと思います。もともと税調でも議論してきており，今，年金の再計算など財政検証をしております。その結果が出る今年，いろいろ議論をして，それを受けて令和７年度税制改正で，年金の制度改正にあわせて，退職金についても見直しをしようという方向できております。

というのも，いわゆる企業年金といいますか，特に年金のいわゆる３階部分というのは退職金的性格がかなり強いものがあります。この３階部分について，いわゆる税制でいえば，年金として何年かに分けて年金控除を使いながら受給していくという形と退職金として一時金でもらって退職金課税するという，二つの選択肢があります。しかし，大部分の方はだいたい退職金として一時金でもらう傾向があり，そのような性格もあって，退職金課税の見直しと年金制度の見直しはかなり密接な関係があります。このため，今年の税制改正で見直そうということで動いていました。

しかし，昨年夏前の「骨太の方針」で，少し早めにその手当てができないかというふうに読める文章が入っておりました。だから，昨年の税制改正で議論してもらいたいと思う方たちが一部にいたことは確かなのです。結果的に昨年は一切議論をしないで，今年の年末にかけて議論をしていくということにしてあります。

ただし，退職金については，働き方や人生設計を大きく左右するようなところがあります。それを一番危惧しているのが，今40代後半から50代の方たちになります。突然，退職金に対する課税が強化されたら大変だというようなことを心配されたわけですが，実際は今年の暮れまでに議論することになります。新しい制度については，決めてから短期間で実施するのではなく，例えば10年後ないし15年後からこういう新しい制度が始まりますというところをお見せしておくということが，おそらく一番大事なのだろうと思っています。しかも，10年後から始めるにしても，その後のいろいろな経過措置も用意していかなければなりません。そういった意味で，人生設計がガラッと変わるというような改正にはなりません。ただし，今までのように長く勤めればそれだけ有利になるというのも，やはり，ある程度なだらかにしておかなければならないと思っています。

――終身雇用は，なかなか今では維持できる企業も少なくなっていますが…。

会長　終身雇用も業態によっては，大事な部分はおそらくあると思います。ただし，すべてそういうものではないわけですから，働き方の多様性が確保できるような税制改正は必要だと思っています。ただし，いずれにしても，それぞれの人が期待していたような退職金の手取り額が突然減るというようなことにはおそらくならないでしょう。時間をかけなければいけないなと思っています。

――お話を伺って安心しました。

会長　それは，マスコミにしても役所の人にしても大企業で働いている50代の人にしても皆さん大変不安に思っておられるでしょう。しかし，そんな急激に変えるようなことはしません。

X 道半ばの所得税改革

――全体的には所得税については大きな改革をすべき潮目に来ているという印象があります。

会長　所得税については，ここ数年かなり改正を行ってきましたが，まだ途中段階です。最初に行ったのが配偶者控除の見直しで，「収入の壁」や「働き止め」のような話がいろいろとありました。パートに出ている人たちで，相当収入があっても配偶者控除を使えるような形の改正にするということなどでした。今，働き方が変わってきている中で，フリーランスでは，必要経費はそれほど簡単に認めてもらえません。一方で，フリーランスと同じ仕事をしている同じ会社に勤めている人は，給与所得控除という形でかなり控除額が大きいといったような問題があります。やはり，その辺は働き方に中立的なものにしなければいけません。

そのため基礎控除を10万円増やして給与所得控除を10万円減らすということで，基礎控除に少しウエイトを移していくということを第一段階でやらせていただいております。これは，これからも引き続き検討し実行していかなければならない作業だと思っています。ただし，所得税自体は，そんなに小回りが利くものではありません。相応の時間をかけていかなければなりません。１回目をやりましたが，この２回目をもう少し落ち着いたところで，さらに基礎控除を増やして給与所得控除を減らすという作業は続けていかなければならないだろうと思っています。

――コンパクトにまとまった，要点が非常に分かりやすいお話でした。ありがとうございました。